第拾九葉　壹千八百壹號

遺言公正證書謄本

西宮市川添町四六番地
無職　三輪省吾
明治參拾年六月生

遺言者

西宮市前濱町壱九番地
地方公務員　田辺和子

證人

神戸地方法務局管内公證人役場
大正拾壱年壱月生

西宮市川添町四七番地
無職　平　ゆたか
大正七年壱月生

證人

本職は右遺言者の囑託に因り昭和貳拾九年五月壱日西宮市川添町四六番地前記遺言者の住所に於て前記證人田辺和子平ゆたか貳名の立會を以て左記遺言者の厚したる述を聽き之を筆記し此の公正證書を作成す

遺言の本旨

第壱　私の遺産である在米資産全部を私の息子アメリカ合衆国ロラド州デンバー市サウスハイストリート貳四〇〇番地ローレンスフミヲミに与へます

第貳　在米資産は只今凍結されてをりまして六八九壱號クレームナンバーは第参であります

其の他一切の財産もともに遺産をもらふ者から速かにアメリカ合衆国敵産管理局に対し制規の手續をして完全に其の所有物として下さい

第参　右返還せられる資産はあくまでも其の権利を抛棄しないで申請すること

以上

本旨外の要件

一、遺言者三輪省吾は本職氏名を知らず且面識がないから法定の印鑑證明書を提出せしめて其の人違いのないことを證明せしめた

此の證書は即時録取し列席者に

枠内行目
志賀削除

神戸地方法務局管内公證人役場

遺言者及び證人貳名に讀聞かせたる處同筆記の正確なることを承認し各自左に署名捺印したり

三輪省吾

田近和子

平ゆたか

兵庫縣神戸市生田区多聞通貳丁目貳拾四番地の壹

神戸地方法務局所屬

公證人 山崎敬義 印

此の證書は民法第九百六拾九條第壹號乃至第四號に規定せる制規の方式によつて作成せられたるものである

仍て同條第五號の規定によつて本職左に署名捺印するものである

兵庫縣神戸市生田区多聞通貳丁目

貳拾四番地の壹

神戸地方法務局所屬

公證人 山崎敬義 印

右謄本である

昭和五拾九年五月壱拾日公證人

山崎敬義役場に於て

兵庫縣神戸市生田區多聞通貳丁目貳拾四番地の壹

神戸地方法務局所屬

公證人

神戸地方法務局管内公證人役場